

ア セ ン ブ リ 教 育 要 綱

(目 的)

第1条 アセンブリ教育は、学部及び学校間の壁を乗り越え、学生と教員が共通の目的に向かって一緒に活動することを通して、責任感と奉仕の精神にあふれた医療人としての人間形成を目指す。これにより医療の専門職として社会に貢献するのに必要な専門職連携の基盤づくりを行う。

(卒業時の到達目標)

第2条 卒業時におけるアセンブリの到達目標は、次のとおりとする。

- (1) 多様な人とともに、目標に向け積極的にコミュニケーションがとれる。
- (2) 主体的に考え、目標に向かって一歩踏み出すことができる。
- (3) 目標の達成に向け、問題点を発見し、問題解決を行うなど考え抜く力を発揮できる。
- (4) 医療現場において、チームの一員として協働できる。

(アセンブリの位置づけ)

第3条 アセンブリは、建学の理念に基づいて実施される特別教育活動で、卒業要件とはするが単位認定しない科目とする。なお、卒業に必要な履修時間数は別に定める。

(アセンブリの担当)

第4条 アセンブリ活動は、アセンブリ教育センターが担い、センター長が統括する。

2. 活動は、アセンブリⅠ、アセンブリⅡ、アセンブリⅢ、アセンブリⅣからなり、各担当の副センター長を置く。
3. 専任教員はアセンブリⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの何れかに所属し、アセンブリ活動を支援する。但し、診療などに支障が出る場合はこの限りではない。

(アセンブリの概要)

第5条 アセンブリは、次の4つの活動に区分して実施される。

- (1) アセンブリⅠ
1年次に行うチームとしてのアセンブリ活動で、全学活動と班活動から成る。
- (2) アセンブリⅡ
2年次に行うアセンブリ活動で、プロジェクト制により学生が自らの活動計画に基づいて主体的に行うチームとしての活動。
- (3) アセンブリⅢ
3年次に行うアセンブリ活動で、チーム基盤型学習 (Team-Based Learning) を採り入れたチームとしての活動。ただし、医療科学部の一部の学科は、4年次に行う。
- (4) アセンブリⅣ
4年次以降に行うアセンブリ活動で、医療現場におけるチームとしての活動。

2. 第1項各号のアセンブリ活動の実施要領等は、別に定める。

附 則

1. 平成 8 年 4 月 1 日一部改正
2. 平成 10 年 4 月 1 日一部改正
3. 平成 16 年 4 月 1 日一部改正
4. 平成 22 年 4 月 1 日一部改正
5. 平成 27 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

ただし、第 3 条に関わらず、医療科学部では、卒業要件科目として単位認定する
場合がある。